

会 議 録（概要）

会議の名称	第 2 回佐渡市高齢者等福祉保健審議会
開催日時	令和 4 年 8 月 27 日(土)13 時 30 分～17 時 00 分
場所	金井コミュニティセンター 2 階大会議室
議題	(1) 事業者からの説明と採点について (2) 令和 3 年度の実績について
会議の公開・非公開 (非公開とした場合は、その理由)	非公開(佐渡市情報公開条例第 7 条第 3 号)
出席者	委員：宮崎則男、大崎直樹、須藤信宏、金子義弘、永井恭子、 小田隆晴、後藤和美、渡邊利明、磯野三男、田村あけみ 事務局：社会福祉部長 吉川、高齢福祉課長 出崎、高齢福祉 課長補佐 小林、介護保険係長 本間、介護保険係主任 相馬、高齢福祉係主任 長、介護保険係主事 加藤
会議資料	○ 事前配布資料 ・ 資料No. 1 介護保険施設サービス事業者応募資料一式：(事業者 A) ・ 資料No. 2 介護保険施設サービス事業者応募資料一式：(福)勇樹会 ○ 当日配布資料 ・ 資料No. 3 評価項目及び審査基準について ・ 資料No. 4 事業者プレゼン資料：事業者 A ・ 資料No. 5 事業者プレゼン資料：(福)勇樹会 ・ 資料No. 6 令和 3 年度実績について ・ 資料No. 7 令和 4 年度第 1 回佐渡市高齢者等福祉保健審議会 の議事録について
傍聴人の数	なし
備考	

会議の概要（発言の主旨）	
発言者	議題・発言・結果等
本間係長	開会
A 委員	（あいさつ）
A 委員	それでは、議事に入ります。 （１）事業者からの説明と採点について 事務局より説明をお願いします。
本間係長	ご説明します。まず資料№.3 をご覧下さい。 事前に書面審議させていただきました、「評価項目及び審査基準について」ですが、全員の委員に事務局案で承認いただきましたのでご報告いたします。 審査基準について、ご説明いたします。採点方法ですが、好ましくないと思われる項目は、各項目の上限点から、減らした点数をつけるという手法でお願いします。事業者の選定基準は、各項目の評価点の合計点の平均が 70 点以上の事業者のうち平均点の高い事業者から選定するものとします。審査の結果、最高点の事業者が同点で 2 者以上ある場合は、項目 6 ～項目 11(事業 計画の評価の項目)の合計得点が高い者を上位とし、更に当該項目の合計得点も同点の場合は、同点の事業者の再審査により決定します。 合計点の平均点数は、小数点第 2 位を切り捨て、小数点第 1 位までの値とします。それでは法人からの提案説明に入ります。司会は事務局のほうで行います。事業者 A 様に入室いただきます。 （事業者 A 入室） 資料 1 と本日配布の資料 4 をご用意ください。本日の事業者からの説明は、主に資料 4 を使用した説明となりますが、資料 1 の 44 ページ「事業計画書」の内容が、採点項目と合致した項目となっておりますので、採点にあたっては、本日の事業者からの説明と、資料 1 の両方をご確認いただきたいと思います。説明時間は 20 分です。その後、質疑応答に移ります。それではよろしくお願いします。
事業者 A	（事業者 A プレゼンテーション）
本間係長	ありがとうございました。それでは質疑に移ります。まず、この会場の委員からご質問いただき、次に web 参加の委員からご質問いただきたいと思います。 ご質問等ございましたら、挙手をお願いします。
B 委員	人材確保の面で一点お聞かせ下さい。社会福祉士や介護福祉士の養成校、県内外の大学であつたり専門学校があると思いますが、社会福祉士であつたり、介護福祉士の実習指導者等を配置してそういった学生の実習を受け入れるような体制があるかお聞かせ頂きたい

	と思います。
事業者 A	実習生の受け入れについて、私資格を持っておりますので、私が担当して積極的に実習生等受け入れをしていきたいと考えております。
B 委員	佐渡ですと、今は身元引受人とか連絡先があっても、そういった方々が高齢化に伴って連絡が取りにくいとか、もしくは亡くなってしまって連絡先が取れなくなるような、今の言葉でいうお一人様というような事になると思うのですが、お一人様への対応というか考えがもしありましたらお聞かせ頂きたいと思います。
事業者 A	身元引受人がいない状況の方々には成年後見人さんをつけてもらって、受け入れしていきたいと考えております。
A 委員	首都圏の方では新型コロナの感染が流行していますけれど、事業者 A さんの特養ではどうでしたか。感染やクラスターが発生したとかそういうことないですか。
事業者 A	職員で感染された方はおりますけれど、クラスターという状況にはなっておりません。
A 委員	職員から入居者への感染はなかったということですか。
事業者 A	はい。
C 委員	職員の確保ですが、佐渡の事情はある程度お分かりになっていると思いますが、高齢者が多い。採用する職員の年齢の上限についてどの辺までと考えていますか。 それから今いる歌代の里の職員の方々は、どのようにしようとお考えでしょうか。 それからもう一つ設計図の事で、一階の所にユニットがあるんですけど、これはどういう目的でここへもって来たのか。災害があるで一階は水につかってしまうが、一階にこういう所があった方が良いのかどうか、感染対策を考えると二階三階の方が良いのか、そういう考え方があるのか。
事業者 A	歌代の里さんの職員の方は積極的に採用していきたいと考えております。年齢の上限ですが、正社員は 60 歳までとなっておりまして、60 歳超えてからは、パートさんとして働いて頂きたいと考えております。
C 委員	それより高くするという考えは無いのですね。
事業者 A	今申し上げたのは、現状の事業者 A の規定でございまして、それについては今後検討させて頂きたいと思っております。 設計図のことについてお答えいたします。一階部分に 2 ユニット、東側がショートで西側が 1 ユニットありますが、実は敷地が北側に行くにつれて高くなっておりまして、北側の一番高い所に玄関を設定しております。したがってこのユニットがある場所というのは、3、4 メートル位地面から高い位置に来るので、実質的には 2 階立ての

	ような場所にきます。災害等には十分対応できるかなと考えております。
A 委員	対応年齢ですけれど、これから佐渡は高齢化率がものすごくかなり高くなってきます。安倍首相が言うように 70 歳位までを見通していかないと佐渡の労働者はなくなります。その辺もふまえて検討して頂きたいと思います。これは希望です。
D 委員	52 ページの入浴のところは、週に 1 回以上の入浴と記載がありますが、これは間違いでしょうか。60 ページを見ますと週 2 回以上となっているので。
事業者 A	入浴の方は週 2 回以上入浴して頂きます。申し訳ございません。
D 委員	職員の配置人数を見ますと人数が手厚くできているような感じがしますが、職員人数というのは何対 1 を考えていますか。
事業者 A	3 対 1 が基本であると考えておりますので、3 対 1 と考えております。
D 委員	1 対 7 位の計画になっているような気がするのですが。それだけの人数を募集するとなると相当大変ではないかなと思いがかりましたので質問させて頂きました。
事業者 A	採用が大変なのは佐渡に限らずどこも厳しく、そして佐渡についても同様と考えておりますが、必要な人員はしっかり確保したいと思っております。
D 委員	基本的には職員は 3 対 1 という職員配置を考えているということですね。
事業者 A	3 対 1 で考えておりまして、勤務形態の方は提示させて頂いたものが、1 ユニット 6 名おりまして、早番、遅番、夜勤等交代制なので、決して多い数ではないかと考えております。
E 委員	苦情処理委員会というものの設置はあるのでしょうか。入居者様とトラブルなり、保護者からの色々意見なりが出てくる可能性があります。そういう対処というのは何かお考えになっているのでしょうか。
事業者 A	苦情相談窓口というものを設けておりまして、苦情として受け取らせて頂きましてお答えさせて頂いております。
F 委員	人材育成に力をいれているとお話がありましたが、現在の離職率の状況を教えて下さい。離職の内容が前向きなものなのか、それともその他のものなのか。次に、特別養護老人ホームは看取りがどうしても必然となってきたわけですが、その取り組みや考え方について教えて頂きたいと思います。
事業者 A	施設 B はこの 1 年離職というものはございません。施設 C の方も 1 名、2 名おりましたが、そちらの方は体調不良というところで退職につながっております。また、事業者 A では看取り介護の方を積極的にやらせて頂いております。

G 委員	ADL 維持加算というのがあるのですが、定期的に利用者さんの ADL を評価して Life に入力するという事は、現在そちらの施設で勧めておられますでしょうか。
事業者 A	Life 加算の方は取得させて頂いております、毎月ご報告させて頂いております。
本間係長	他にご質問の方はございますでしょうか。 (挙手、発言なし) それでは以上で質疑の方は終わらせて頂きます。事業者 A の皆様ご説明ありがとうございました。ここで事業者 A の皆様には退室となります。 (事業者 A 退室) それでは委員の皆様は、配布してあります採点表に採点をお願いします。採点時間は 15 分で、その後休憩をとり、2 時 45 分から次の法人からの提案を始めたいと思います。尚、提案説明の 5 分前に業者が入室し、準備を行います、それでは採点の方、お願いします。 (採点→休憩) (社会福祉法人勇樹会入室) それでは社会福祉法人勇樹会様からの提案説明に入ります。資料 2 と本日配布の資料 5 をご用意ください。本日の事業者からの説明は、主に資料 5 を使用した説明となりますが、資料 2 の 131 ページ「事業計画書」の内容が、採点項目と合致した項目となっておりますので、採点にあたっては、本日の事業者からの説明と、資料 2 の両方をご確認いただきたいと思います。 説明時間は 20 分です。その後、質疑応答に移ります。それではよろしくをお願いします。
社会福祉法人勇樹会	(社会福祉法人勇樹会 プレゼンテーション)
本間係長	ありがとうございました。それでは質疑に移ります。まず、この会場の委員からご質問いただき、次に web 参加の委員からご質問いただきたいと思います。 ご質問等ございましたら、挙手をお願いします。
B 委員	三点ほどお願いします。 一点目は人材確保の面で、社会福祉士、介護福祉士の養成機関、養成校からの実習生の受け入れ体制があるかどうかという所が一点。 二点目ですが、佐渡では身元引受人がいても高齢化によっていなくなったりして、いわゆる今の言葉で言うとお一人様。そういったお一人様への対応や考え方がありましたら教えて頂きたい。 三点目ですが、佐渡市社会福祉協議会では夏休みに小学生と中学生がボランティアスクールという事で、施設に伺ってボランティア

	の体験をして頂くことがあるのですが、そういった小学生、中学生のボランティアの受け入れ体制がありましたら教えて頂きたいと思います。
社会福祉法人勇樹会	まず一点目、介護福祉士、社会福祉士の養成というところですが、社会福祉士は違いますが、介護福祉士に関しましては、研修を受けて資格を持っている職員がおりますので、実習を受け入れながらやっていきたいと思っております。 お一人様というところに関してですが、新潟市でも成年後見人制度であったり、そういったところを積極的にやっていますが、佐渡市で、その辺がどの辺まで出来るかという所もありますけど、佐渡市におきましても同じように佐渡市、社会福祉協議会さん、その辺色々協議して是非お互いに相談しながら進めたいと思っております。 小中学校生の受け入れですが、最近できた特養柳都の杜ですが、小学校、中学校が目の前にありますので、小中学校とのお付き合いも多くあります。コロナの状況もありましたが、コロナの感染状況を見ながら受け入れています。特養白根そよ風の杜の方でも、同様に受け入れている状況ですので、勿論、コロナがもう少し落ちついたらというところもありますが、オープンな施設作りを目指しておりますので、積極的に進めていきたいと思っております。
A 委員	良くなった症例を提示して頂きましたけれど、悪くなった症例も提示して頂きたい。全員良くなったというわけではないでしょう。
社会福祉法人勇樹会	自立支援介護の対象者は全員です。ですが確かにここまで良くななかったケースも勿論あります。
A 委員	そういう事例も提示して頂きたい。それから水分 1,500ml と言いますけれど、その人の心機能腎機能等々を見てから水分は決めなければ駄目です。誰でも 1,500ml やっていいかどうかというのは、ちょっと疑問があります。ものすごく心不全の既往のある人に水分 1,500ml やったら大変なことになります。そういう症例はございましたか。
社会福祉法人勇樹会	何十と良い事例のほか、勿論 伸び悩んでいる事例もございます。その中で一日水分 1,500ml というのはあくまで基本です。これをする上で常に一人一人皆さん記録をとりまして、当法人の嘱託医と医師と看護師が見ている中で、この方の水分量はどうか決めていきます。先程お話がありました心機能の関係で水分制限のある方はいます。自立支援介護を提唱した竹内孝仁というドクターがいるのですが、ドクターが示しているニューヨーク心臓病協会の一類、二類、三類と重症度の分類があるのですが、その分類を見ながら当法人の医師と一緒に水分量を検討しています。あくまでも今日 20 分の中で、お話をさせて頂いたのは基本が 1,500ml というところだ

	けですので、例えば糖尿病だったりすると 1,500ml ではなく 1,800ml、2,000ml 必要な方もいますし、逆に水分量を少なくしなければいけない方もいます。勿論その辺は気をつけながら行っています。また、その病気によって歩行とか認知機能も伸び悩んでいる方がいるという現状もあります。
A 委員	ただ水分摂っただけで、こういう具合に改善するということではなくて、まわりの環境が変わった、リハビリをやった等々で認知機能を改善していく。水分やるだけで認知機能は改善しません。そういう言い回しでしたので質問したのです。 それから定年は何歳ですか。
社会福祉法人勇樹会	正職員は 65 歳です。
A 委員	可能だったら 70 歳まで伸ばしていただきたい。佐渡の人口はこれからどんどん高齢化していきます。若者も少なくなってきました。
社会福祉法人勇樹会	色々な時代の変化や色々な状況に対応しながら進めてまいりたいと思います。
C 委員	新潟の二つの施設での看取りの実績というのは現在どのような形になっているか。 それから職員の勤務体制ができているというのですが、すでに佐渡に保育園を持っていますし、新潟にもある、仙台にもあるという事で、その間の現実には職員の応援体制というのは、スムーズにいつているのかどうか。そして特に佐渡への援助というのは簡単に出来るのか。 また、これは本部の方の話になると思いますが、将来介護士を養成するような可能性があるのかどうか。 今日のプレゼンの取組みはユニークだなと思って感心してところがありますが、以上お願いします。
社会福祉法人勇樹会	まず看取りについてですが、的外れでしたらすみません。3 年半前に自立支援介護という形を進めました。実は当法人の白根の特養が 7 年前にオープンしまして、最初は、言葉が悪いですが従来型の特養、特養はそこに入ったらそこで最後という感覚でいましたが、自立支援介護をやっている中で、我々が求めているところは、終の棲家ではないと思っています。入ったらお客様を元気にする。あくまで「在宅に復帰」を考えてます。ただ「在宅に復帰」ということは思いであり、現実的に家に帰れない方を帰すということではありません。その中で、じゃあ看取りはどうなんだというところですが、看取りになったら例えば何もしないで、尊厳のある生活をして終末を迎えてもらうという考えではなく、自立支援介護の実践というのは、看取りの方も対象にしています。ただその中で、勿論家族の了

	解とその方の状況というのがありますが、病院で看取りになって入居して来られる方に関しては、意外と最初の手組みで看取りが解除される方が結構多く出ました。今回映像はありませんが、それこそ看取りから今現状で歩くところまで来たという事例もありますので、今回自立支援介護によって看取りの数は少し減ったというところがございます。最初に質問いただいた内容とは、少しずれているかもしれないですが。
C 委員	質問したのは、佐渡の医療事情はちょっと向こうと違うわけですが、特に最近もう非常に施設の数が減っていますので、受け入れ先が無いのです。特養辺りのそういう機能というか分担して頂くのがかなり期待されるのでちょっと質問させていただきました。
社会福祉法人勇樹会	すみません、当法人は新潟市でもそうですが看取りのところまですべてやっていますので、看取りの方を受け入れてまいります。自立支援介護をやっているから受け入れないということではありませんのでそこも進めてまいります。 職員の応援体制ですが、新潟市と佐渡、非常に近いところがありまして、常に本部の職員も佐渡と新潟を行き来してまして、常に交流がある状況で何か足りないとなった時に、応援体制というものは出来ていると思います。平成 25 年に保育所、真野第一保育園の民営化ということで、移管を受けまして、新潟から保育士を 5 名来てもらいました。借上げ住宅をこちらで用意をして、10 年間出たり入ったりはありますけれど、10 年間新潟からの支援を受けて人材の確保というところでやってまいりました。ですので介護も基本的には、全部佐渡で充足するというのは、なかなか難しいと思っておりますので、新潟からの応援という事を想定しているところがございます。 最後の質問の介護福祉士の養成ですが、新潟市の方では、今は当法人で養成はやっていませんが、現状ではよその介護福祉士の学校と協力して、今施設内で講義をしてもらい、実習も当法人でやるという形で毎年行っております。ですので、佐渡市でという話になりますと、介護福祉士を全員とってもらいたいと我々は強く思っております。スキルを持った職員を多く作り出したいという気持ちがありますので、学校を活用しながら介護福祉士の専門学校ができるかどうか、その辺も含めて検討していきたいと考えております。
C 委員	是非お願いします。
D 委員	これだけいいケアをやってくれてると、トータル良くなるというのはわかったのですが、良くなると介護度も下がってくると思いますし、在宅復帰という話もあると思うのですね。佐渡では、一人暮らしであったり、周りの人達がなかなか面倒みれないというようなところも多いと思いますが、これだけ改善するとやはり在宅へ帰るのが、メインになってくるのかなと思ったのですが、その辺

	の考えを教えてください。
社会福祉法人勇樹会	今新潟市では皆さん元気になられて、在宅復帰されている方も出てきています。ただあくまでも帰れる場所がある、それは看れるというのが前提となります。帰れる場所がない方を在宅復帰させ、我々が看ないということはありません。佐渡におきましても言葉が悪いですが、出ていってもらいますという考えではなくて、あくまで我々職員の気持ちとして、皆さん元気になって頂いて認知機能も良くなって、そこで一つの生きがいを見つけて頂くというのが一つの目的ですので、元気になったら見放すということを考えているわけではございません。
D 委員	嫌な考えをしますが、介護度が下がると収入も減ってくるわけではないですか。
社会福祉法人勇樹会	在宅復帰して頂く、そうすると介護報酬も減るところは現状ではありますが、正直いい介護をやっていると思っています。これが従来型のただ看ているだけ、お世話しているだけで、そこで終末を迎えていく、そんな介護を我々はしたくないと思っています。これは関東の方からもう進めています、自立支援介護なり、お客様を元気にするという考えで、おそらくここ 10 年でそういった介護にどんどん変わってくると思います。昔型の特養というのは多分無くなってくると思います。我々としては、そうなった時に選ばれる特養であれば、そこで新しいお客様をお迎えするそのサイクルで当法人は運営していくという形で考えています。
D 委員	すごく立派だと思いますが、介護 3 以下の特例入所というのが出てくると思います。そうすると三つの要件の中の認知症はある程度改善しました、誰もみることが出来ないから、結局一人生活が危ないからということで、特例の理由を書いて出した場合に、市の方でそれは大丈夫でしょうと言った場合のそのままの入所ができなくなる。
社会福祉法人勇樹会	そうですね、あくまでも市の判断によりますが、そのような方の中には出てくると思います。
F 委員	テクノロジーの活用についてです。非常に人員不足という状況がおそらく今後これから出てくる中で、テクノロジー I C T とかでどのような形で活用しているかという点と、賞与について 6.68 でしょうか。斜めに見るとよくあるのは、賞与は高いけれど、基本給が非常に低くおさえられているというケースがあつたりしますので、そこはきちんとベースアップをはかられているのか。それは業績連動型ということで、長くいるから 6.68 なのか、固定なのかというところ。聞き間違えかもしれませんが、養成校と連携して、介護福祉士を養成している、実務者研修の終了を養成している、それはどちらなのか。

社会福祉法人勇樹会	申し訳ありません、実務者研修の誤りです。 I C T、テクノロジーの活用というところですが、新潟市の特養柳都の杜では各ベッドの下に全て見守り機器を入れてまして、眠りスキャンと言われるのですが、下で感知して心臓脈拍、寝ているのか、起きているのか、深い眠りになっているのか、ショートステイも含めて 110 床全てに入れております。何か変化があったら、職員全員がスマートフォンを持っていますので、常に一人一人が感知できるようになっています。それによって職員がナースコールで呼ばれてから、駆けつけるということではなく、その辺がスムーズにいけるように進めております。 二番目 賃金に関するところですが 6.68 か月分は、基本給のところから、この月数分を出していますので、実際県内でも、結構高い水準ではないかと考えております。決して基本給は低い、賞与の何ヶ月分が多く見えるというしくみではありません。業績連動型かということですが、業績連動型です。介護報酬が高くなった分、職員に還元するという考えがあります。更に言うと頑張った職員には頑張った分を加味した上で職員に還元するという思いでおりますので、そこは業績連動型だといえます。
F 委員	110 床の見守りセンサーをつけている。なかなか先進的な取組みだなと思いました。ありがとうございました。
G 委員	平面図を見ますと施設の中に、機能訓練室というのが複数箇所ございますけれども、実際特養ですと介護度 3 以上でそんなに利用頻度があるのかなという点が一点、また、どのように活用をしてらっしゃいますかというのが一つ。あと一つは歩行や能力があがったりすると転倒とか、転落とか事故が多くなる場合があると思いますが、その辺のところも状況、取組みについて教えて下さい。
社会福祉法人勇樹会	機能訓練ですが、勇樹会の二つの特養両方とも機能訓練室がありまして、そこにはパワーリハビリのマシンが置いてあります。これは職員と一緒に最低限週に二回やることによってお客様を歩行に近づけるという事が出来るマシンですので、出来る方から皆さんこれを実施していますので、機能訓練室をフルに活用しております。 二つ目ですが、歩行ができると転倒が起きるところですが、転倒は多くなります。特に立ち上がってそこから歩行に向かってとなると、一人で歩けるのではないかという気になって、転倒リスクがものすごく上がります。最初当法人が取組んだところでも転倒が非常に多くありました。そこをきちんとするのに毎回アセスメントしまして、転倒リスクが高い人に重点的に注意深くみていく形をとっております。せっかく足がここまで良くなったのに、転倒して骨折してまたやり直しというパターンも数としては少ないですがあり

	ますので、そういった反省を生かしながら転倒には注意して介護の方を進めたいと思っております。
本間係長	他にご質問はございますでしょうか。 (挙手、発言なし) これで質疑を終わります。勇樹会の皆様、ご説明ありがとうございました。ここで勇樹会の皆様は退席となります。 (社会福祉法人勇樹会退室) 委員の皆様は採点表に採点をお願いします、採点時間は20分となります。終わりましたら、挙手をお願いします。事務局の方で集計を行います。 (採点) 集計にお時間をいただきますので、議題2に進みます。A委員、進行をお願いします。
A委員	集計中ですが、議題を先に進めます。 (2) 令和3年度の実績について事務局より説明をお願いします。
本間係長	令和3年度の実績について説明
A委員	説明が終了しました。質疑応答に移ります。今の説明について、ご質問やご意見等ありますでしょうか。
B委員	要介護認定の申請者数ですが、介護保険の有効期間は2年とか3年でしたでしょうか。令和2年と令和3年更新申請数が減っているのは、更新期間が延長されたため減少しているということでしょうか。
出崎課長	そうです。
A委員	他にごありますか。 (挙手・発言なし) これで質疑を終わります。 集計が終わりましたので、事務局より結果を配布します。
本間係長	集計結果を発表します。議題2の評価結果ですが、 ・事業者A 平均点 78.9点 ・社会福祉法人勇樹会 平均点 85.3点 70点以上で平均点の高い、社会福祉法人勇樹会を指定候補者として採択するという結果になりました。 以上でご報告を終わります。
A委員	以上で、本日の議題は全部終了しました。進行を事務局へお返しします。
本間係長	委員の皆様には9月30日をもって、令和元年度から委嘱した佐渡市高齢者等福祉保健審議会の3年間の委員任期が終了することになります。 残す任期期間に審議会の開催の予定がないため、本日、吉川社会福祉部長よりお礼のあいさつをさせていただきます。

吉川部長	(あいさつ)
本間係長	閉会